

第 10 回教育委員会会議

令和 6 年 6 月 25 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第21号

教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案に
かかる対応状況について

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）
		現状の課題等	提案・改善策等			
1	6 9	教員の勤務が8時30分に開始されるにも関わらず、児童は8時00分より登校しています。児童が登校した以上、安全確保や指導が必要なため、管理職をはじめ、一部の教員が、止むなく時間外勤務として児童の看護にあたっている、という状態が続いています。 一方、文部科学省が平成31年3月18日に提示した「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」には、「児童生徒等の登下校時刻や、…（中略）…教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うこと。特に登下校時刻については、文部科学省が実施した平成28年度教員勤務実態調査において、小中学校の教師は正規の勤務開始時刻よりも平均で45分程度早く出勤していることが明らかとなっているが、これを一年間で合計すると約150時間にも上り、教師の所定の勤務時間を意識した登下校時刻の設定が急務であることから、適切に設定して保護者に周知すること。」とあります。 しかし、長年慣習として続いているため、学校から保護者に登校時間の変更を提案しづらく、仕方なく、朝の時間外勤務を続けている、という現状です。	この問題を解消するためには、以下の2通りの方策が考えられます。 1、児童の登校時刻を、教員の勤務開始時刻に合わせる 2、教員の勤務開始時刻を、児童の登校時刻に合わせる 1、については、共働きで子どもを早く送り出さざるを得ない家庭も多く、学校が保護者に提案するのは、現状では難しいです。委員会が主導し、大阪市の学校が一斉に導入し、保護者が勤務している地域の企業の理解を得る必要があるかと思えます。例えば、令和6年度は移行期間として、令和7年度から一斉導入する等、計画的かつ大胆な改革が必要かと思えます。 2、については、特別な事情（早く出発する宿泊行事等）がないと校長の裁量では変えられない、と管理職から聞いております。また、全員が17時まで参加する必要がある研修等がある限り、矛盾は解消しきれないと思えます。登校時間の変更が難しいのであれば、特別な事情がなくても校長の裁量で勤務時間を変更することを認める、勤務時間を変更された教員は研修会を途中で抜けることを認める、あるいは、全ての研修会を16時半に終了する、といった措置が必要かと思えます。 運営に関する計画において、週一回は「ゆとりの日」を設定して早く退勤することを求められていますが、そもそも、朝の時間外勤務の方が深刻ではないのでしょうか。 「働き方改革」を現場に求めるのであれば、学校として最大の懸念である、「朝の時間外勤務」についても、委員会主導で改革して頂くことを求めます。	初等・中学校教育担当 教職員給与・厚生担当	1 児童の登校時刻につきましては、校則・学校のきまり（以下、校則）として扱う内容とされておりますので、教育委員会が一律に決めるのではなく、校区の広さや保護者・地域の状況等、各学校の実情に合わせて設定していただければと考えております。 なお、校則につきましては、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定するものとされており、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定めることとしております。教育委員会といたしましては、校則が時代の変化や社会通念に照らして必要かつ合理的なものとなっているか等の観点から、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、適宜点検、見直しを図るよう各校へ通知をしております。 2 学校園で勤務する教職員の勤務時間については、「大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則」並びに「大阪市立学校職員就業規則」により、所定の勤務時間が定められております。 ・ご提案いただきました「特別な事情がなくても校長の裁量で勤務時間を変更することを認める」についてですが、現行の制度においても、校長は、始業時間前に行う活動についても、業務として実施する場合は、従事する人数を精査し、校務運営に支障のない範囲内で、勤務時間の割振り変更を行い、当該教職員の始業時間を変更することができます。 ・なお、令和6年2月より教職員のワークライフバランスの推進の観点から時差勤務制度を導入しており、公務運営に支障が生じる場合を除き、始業及び終業の時刻を勤務時間の前後1時間を限度として、15分単位で、繰り上げ又は繰り下げて勤務することができるようになりましたので、教職員の申し出によって勤務時間を繰り上げて勤務することも可能となっております。	引き続き、校則の点検や、勤務時間の割振り変更の適正な運用等に関して、随時、各学校への周知を図ってまいります。

- 参考
- 大阪市教育振興基本計画上の政策推進のための9つの基本的な方向性
- 1

安全・安心な教育環境の実現
- 2

豊かな心の育成
- 3

幼児教育の推進と質の向上
- 4

誰一人取り残さない学力の向上
- 5

健やかな体の育成
- 6

教育D×の推進
- 7

人材の確保・育成としなやかな組織づくり
- 8

生涯学習の支援
- 9

家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）
		現状の課題等	提案・改善策等			
2	9	令和6年1月26日に事務連絡にて、職員証の顔写真を撮影し、データを提出する旨の指示が、文書連絡にて来たことを、29日の朝、管理職より知らされました。提出期限は、2月1日とのことでした。 職員証の顔写真撮影ともなると、対象の職員が服装の用意をする時間も必要です。29日に知らされてすぐに撮影、というわけにもいきません。長年使用するものなので、撮影する方は、とても気を使います。データのトリミングも必要です。指定された比率で、顔と余白のバランスを考えて拡大・縮小をして、顔の中心線と画像の中心線が一致させるのは、とても気を使い、時間もかかります。ファイル名は職員番号に変える必要があり、人が入れ替わらないように、細心の注意を払ったうえ、複数人でのチェックが必要です。 このように、とても気を使い、ミスが許されず、時間がかかるような仕事の依頼にしては、期限が短すぎると思います。 本校の都合で申し訳ないのですが、1月31日（水）には入学説明会を控え、こちらも名簿の表記ミスや配布物の封入など、ミスが許されない業務に追われています。2月2日（金）には、小学校教育研究会の総合研究発表があり、期日である2月1日（木）は前日準備で出張にも出ます。そもそも、月末は、出席簿の統計や学校だよりなど、ただでさえ色々な業務が増えるタイミングです。そして、今回の写真撮影、加工、提出のように、ICTを活用する仕事は、それが得意な担当者に集中することになります。授業の合間に作業を使用にも、時間的な猶予が全くありません。 今回は、仕方ないので、授業準備の時間を削って、作業をすることにします。	せめて、一週間は猶予がほしいです。月曜日から金曜日まで使えるのであれば、どこかで時間を見つけて作業することは可能です。 昨年の顔写真の更新の際も、撮影と加工は、すべて私一人でしました。校長に、依頼されたからです。一部の教員に業務が集中する仕組みも、改善していただきたいです。顔写真であれば、各教職員が自分で画像を用意し、給与システム等からアップロードする、という形は取れなかったのでしょうか。 デジタル教材、学力テストのオンライン実施、校務のICT化等で、ICTを活用する業務がどんどん増え、ICTの活用を得意とする者の負担が、どんどん増えているように感じます。 各教職員が、せめて、自分のことは自分でする仕組みを、もっと整えて頂きたいです。	教職員人事担当	今回の顔写真撮影につきましては、令和4年度中の職員証一斉更新のために、令和4年12月20日付け事務連絡で撮影依頼をしていました。しかし、入札が不調となったため、令和5年3月27日付け事務連絡において、職員証一斉更新が令和5年度になることと、写真の未提出者は随時ご提出いただく旨を通知しておりました。しかし、令和6年1月26日時点においても未提出者が確認されたため、未提出である教職員分のみ、至急の提出を依頼をさせていただき事務連絡を発出することになりました。 通常、新しい職員証を作成する際には、各教職員が自分で画像を用意し、給与システム等にアップロードした後、その画像データを教職員人事担当職員が取り出し、職員証を作成するという流れとなっております。ただし、今回は全教職員の職員証の一斉更新であったため、その流れにすると、教職員人事担当職員が1件1件、給与システムからデータを抜き出す必要があり膨大な時間を要すること、また、給与システム上のデータが最新のものであるか速やかに確認することが困難であり、これにも相当な時間を要すること等から、各学校ごとに教職員の顔写真データを教職員人事担当に送っていただき、職員証を作成し、給与システムへの顔写真アップロード作業については、全学校分を教職員人事担当で行うといった手法を選択しました。	次回更新時には、未提出者への依頼についても、十分な期間を設けた上で依頼できるよう、スケジュール管理を徹底します。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）
		現状の課題等	提案・改善策等			
3	6 その他	「小学生すくすくウォッチ」児童アンケートの接続テストについて 2月20日（火）、本校でマニュアルに沿って「すくすくウォッチ」児童アンケートの接続テストをしたところ、接続したのにブラウザの画面が真っ白である、というエラーが発生しました。 すぐに「すくすくウォッチ」のコールセンターに電話したところ、数回のやり取りを経て、「このＩＰアドレスでは接続できない、と教育委員会に伝えてほしい」と指示を受けました。 その後、数日かけて、学校運営支援センターと連携して様々な検証を行いました。ＩＰアドレスの登録が完了した旨の連絡を受けた後もエラーは解消されませんでした。 2月29日（木）に、ブラウザのバージョンアップが完了していないことが原因と判明し、基盤事業者がリモートで作業をしたことで、ようやくエラーが解消され、接続テストの完了に至りました。 結果的にはブラウザのバージョンが古かったことがエラーの原因でしたが、以下の理由により、原因の特定が大幅に遅れました。 ・バージョンアップの状況を示すテキストファイルには「★最新」と表記されていたこと ・「すくすくウォッチ」のマニュアルにブラウザのバージョンに関する要件が具体的に明記されていなかったこと ・当初はＩＰアドレスに原因があると思われたこと 今回の件で、納得できない点は、以下の点です。 ・結果的に私は何も操作を間違えていなかったのに、操作を何度も、あるいは複数の端末で、やり直しさせられたこと。（「URLは間違えていないか」「正しいネットワークに接続されているか」「他の端末でもエラーが出たか」といった質問を何度もされ、対応を求められました。） ・ブラウザのバージョンが最新ではないのに、「★最新」と表示されていたこと。 ・「すくすくウォッチ」のマニュアルに、ブラウザのバージョンに関する表記が全くなかったこと。 ・本校のＩＰアドレスが「すくすくウォッチ」に伝わっていなかったこと。 ・そういった、委員会と「すくすくウォッチ」の連携の不備について、私が委員会に電話で報告するなど、仲介を強いられたこと。 ・複数の要因が重なったことで原因の特定が遅れ、着手から完了まで膨大な日数を要し、その間、本来なら他の業務に費やすべき多大な時間を、電話の対応や端末の操作に奪われたこと。	・ＩＣＴを活用する業務が増加し、ＩＣＴ担当者の負担が高まっている中、「全国学力・学習状況調査」と全く同じタイミングで更にＩＣＴ担当者の業務を増やし、エラーの原因が容易に特定できない複雑なシステム・体制で、わずかなバージョンアップの遅れも許されない環境を求めてまで、オンラインでアンケートを実施するメリットはあるのでしょうか。明確な説明を頂きたいです。特にないのであれば、あるいは、ただ集約する側が楽だから、という理由であれば、紙ベースでの実施に戻していただきたいです。 ・ＩＰアドレスの連携不備は、完全に、現場とは関係ないところで起こった問題ですので、今回のように、現場の教員が「すくすくウォッチ」コールセンターから委員会への仲介を求められるのは、おかしいと思います。適切な連携を図っていただきたいです。 ・「★最新」が全く信用できなくなりました。他の告知方法を考えてください。 次年度も「すくすくウォッチ」のアンケートをオンラインで実施するなら、改善を強く要求します。	初等・中学校教育担当 学校運営支援センター（システム担当）	このたびの事象につきましては、複数の要因が重なったことで原因の特定が遅れ、多大なご負担をおかけしたと認識しております。今後、このようなことが起きないように、次のような対応をまいります。 ・ブラウザのバージョンが古かったにもかかわらず、バージョンアップの状況を示すテキストファイルには「★最新」と表記されていたことに関しましては、令和6年3月14日に修正し、正確な最新情報が表示されるように改善対応いたしました。 ・端末のブラウザのバージョンが古かったことに関しましては、教育情報ネットワークに接続できる環境下で電源を入れていただくことや、保管庫に保管することで、端末のアップデートをしていただく必要性を改めて周知してまいります。 ・ＩＰアドレスの連携不備につきましては、本来、各学校のＩＰアドレスを府に伝える必要はありませんが、今回は、原因特定のため、例外的にＩＰアドレスをお伺いしたことになります。 ・「すくすくウォッチ」のマニュアル（接続テスト編）につきましては、大阪府・大阪市・堺市の共通の内容となっており、OSやブラウザ等に関する事項も簡単ではありますが記載されております。大阪市では、より詳細な説明や注意事項を記載した事務連絡等を、別途各校に送付しておりますので、今後は、OSやブラウザ等に関する事項も事務連絡に含めるなど、円滑な実施に向けた工夫を行ってまいります。 なお、「すくすくウォッチ」のオンラインでのアンケート実施につきましては、集計の即時性により、分析結果を早期に把握し、今後の取組の参考となる分析資料を府より提供していただくことを目的に実施しております。	今後も引き続き、「すくすくウォッチ」の円滑な実施に向けて、各学校あての事務連絡や注意喚起等を行ってまいります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）
		現状の課題等	提案・改善策等			
4	その他	維持運営費、消耗品費への予算配当の妥当性について、述べさせていただきます。 従来より小学校において、指導要領の改訂にともなう指導書への充当予算額が、市からの特別配当額より大幅に超えて、執行されています。 大半の学校が、例えば特別配当額が20万としても、100万前後の支出となっています。 過去に、学校運営支援センターへ問い合わせたところ、教育委員会の見解としては1学年1冊を適切とみなし、配当されているようですが、学校現場では1教科一人1冊的な、購入のされ方をしていきます。当然、氷河期を迎えるがごとく、その年度の予算編成には、学校事務として大変苦慮しております。事務職員として行政の立場から、指導書の要・不要についての教育的部分への意見は差し控えております。<u>効果的・効率的な執行の原則を踏まえ、この不均衡な執行について、ご検討、どうぞよろしくお願いいたします。</u>		・学校運営支援センター（学務担当）	・教科書改訂が行われる時期には、学校維持運営費（年間予算配当）に加え、全学校に学級規模に応じた学校維持運営費の特別配当を行っているところです。各学校には指導書1セット分を基本に特別配当を行っており、生徒数が多い学校には加算して特別配当を行っております。なお、教職員数や活用方法等によって、特別配当分を超えての冊数が必要な場合は、各学校において予算執行計画を踏まえ、学校維持運営費（年間予算配当）からも指導書購入経費を支出することにより対応していただいています。 ・なお、学校維持運営費（年間予算配当）につきましては、各学校の児童生徒数や学級数を勘案して、学校の日常の教育活動や管理運営に必要な経常経費を配当しています。各学校は、それぞれの実態に応じ、学校長が毎年予算執行計画を策定し、優先順位等を勘案して必要な支出に充てているところです。 ・いただいたご意見のとおり、限られた予算の中で工夫し、効果的・効率的な執行に努めていく必要があり、適正かつ効果的な予算執行についての啓発等に努めてまいりたいと考えております。また、各学校の指導書の活用方法や他の政令市の動向などの把握にも努め、配当額の見直しについても取り組んでまいります。	今後とも、6月や10月に行う予算に関する事務連絡や複数回ある決算見込報告などの機会を活用して、適正かつ効果的な予算執行計画についての啓発等を行ってまいります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）
		現状の課題等	提案・改善策等			
5	6	大阪市の施策として教育DXの推進、ワーク・ライフ・バランスの推進がある。事業資金での物品購入に関しては、押印廃止やキャッシュレス決済の導入が進んでいないことが課題である。事業資金を執行する際の銀行での出金、現金出納簿や支出決議書の作成・押印等の業務が、担当者が休業している場合等に特に負担になっている。	1回あたり計2万円まで、1か月あたり合計10万円までの契約は特名契約で執行を可能としてほしい。他の自治体で少額の特名契約ができているに関わらず、大阪市はできていない。その理由を開示してほしい。また、教育DXの推進をする中で、法人クレジットカード決済や法人QRコード決済の導入の議論があったのであれば、その経過を開示してほしい。	学校運営支援センター（学務担当）	・大阪市内で少額の特名契約ができない理由は、契約制度を所管する部署（契約管財局）の方針により、契約事務のより一層の透明性・競争性を確保する観点から、「少額特名随意契約」ができる金額範囲であっても、比較見積を行うことを基本としており、学校園の契約についても、契約規則の適用を受けるためです。 なお、具体的な運用については、各所属の契約事務審査会で審議を行い定めることとなっており、教育委員会事務局においても学校での運用については、教員及び学校事務職員も構成員に含む契約事務審査会校園部会において定めております。現在、予定価格5万円以下の「少額特名随意契約」については、例外とされており、学校園においても「工事以外の請負」「工事の請負」「業務委託」について、5万円以下の「少額特名随意契約」が認められているところです。 「物品購入」に関しては、各学校で年間計画を立てて、必要な時期にまとめて契約・購入するケースが多く、緊急に必要なものは事業資金で対応可能（予定価格2万円以下は比較見積不要）としており、事業資金は「少額特名随意契約」より事務手続きを簡略化しているものになります。 ・ただし、事業資金等で執行する際の負担の一つとなっている、銀行での出金業務の負担軽減につきましては、希望する学校にはキャッシュカードによる出金業務が導入できるように少しでも改善に努めてまいりたいと考えております。 ・現時点では、法人クレジットカード決済や法人QRコード決済の導入の議論は行われておりません。大阪市内における公金の執行全体に関わるものであるため、関係局の動向の把握に努めてまいります。 ・今後も、学校現場の業務整理や効率化に取り組んでまいります。	キャッシュカードの導入につきましては、不適正事務の防止策などを含め事務処理マニュアルを策定し、令和6年度内を目途に、希望する学校において利用が可能となるように進めてまいります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）
		現状の課題等	提案・改善策等			
6	1 4	・特別支援学級在籍児童生徒の評価・評定の問題点 ①大阪市では、週の半分以上の交流及び共同学習を実施しています。 ②教育委員会は、その理由付けとして、「特別の教育課程を通常学級の教室で行っている」としています。 ③文科省通知との整合性については、上記②をもって問題ないとしています（令和4年3学期受付提言）。 ④しかし、中学校では、通常学級で学ぶ特別支援学級在籍生徒は、通知表を5段階で評価されています。 ⑤特別の教育課程を組んでいるにもかかわらず、通常学級と同じ評価基準で評価されている状況です。 ⑥この場合、通常教育課程に合理的配慮を行って評定を行うという説明が付きません。特別の教育課程だからです。支援学級担任がつくった特別の教育課程をサポートが「入り込み」で支援し、通常教育課程を実施する教科担任が評価、評定を行う現状です。 ⑦特別の教育課程を組んでいる場合、なぜ教科担任が通常教育課程の評定をつけられるのか。根拠が不明です。 ⑧「原学級保障」の美名のもと、下学年のドリルを交流学級で行っている現状です。 ⑨通知表の評定を気にして、特別支援学級の教室でも通常学級の提出物をこなしているだけか、ドリルに取り組みさせているだけです。 ⑩上記⑧と⑨のもと、特別支援学級の担任は、専門性を発揮できていません。また、スキルアップする動機も乏しいです。 ⑪すくなくとも、教委が発行している『就学・進学相談に関するQ&A』には評価・評定のルールは記載されていません。 ⑫また、特別の教育課程を組んでいるのであれば、入り込みの要員は、特別支援学級担任に限定されと考えます。しかし、サポーターが入り込みしています。これは、特別の教育課程を組んでいるにもかかわらず、背理だと考えます。 ⑬令和4年3学期受付の政策提言では、指導主事が特別の教育課程を組んでいるか確認する、との対応がありました。しかし、本校では依然として宿題の補助、市販のドリルを取り組ませており、およそ特別の教育課程を組んでいるとは言えない状況です。	（1）『就学・進学相談に関するQ&A』改訂 ①大阪市の統一ルールを検討の上、明記し教員が就学相談の指針にできるようにすること。 ②具体的には、評価・評定のルールを明記すること。 ③特別の教育課程を組んでいる場合は、通知表の評定は、「一」（ハイフン）となることを明記する。この点は、特別の教育課程を組んでいることの当然の帰結です。東京都をはじめ、当然の運用です。 （2）特別支援教育コーディネーターガイドブックの改訂 ①特別支援学級では、特別の教育課程が実施されることから、通常学級の補習や宿題補助は認められないことを明記する。 ②特別支援サポーターは、特別の教育課程を組んでいる生徒の入り込み支援はできないと明記すること。 ③特別の教育課程を組んで交流学級で学ぶ生徒の入り込み指導は、特別支援学級担任が行うことを明記する。 （3）管理職などへの周知徹底 ①特別支援学級在籍生徒の評価・評定のルールを管理職はじめ教員に研修等で周知すること。 ②特別支援学級で宿題補助のみしているなど不適切な例には、管理職から特別支援学級担任を指導するよう促すこと。	インクルーシブ教育推進担当	ご指摘いただきました内容につきましては、次のように考えております。 本市では、これまでより進めてきた「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に向け、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、ともに学ぶしくみである「インクルーシブ教育システム」の充実と推進に取り組んでいます。また、障がいのある児童生徒の自立及び社会参加を見据えて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるよう通常学級、通級による指導、特別支援学級等多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めています。 (1)①②③につきまして、学習評価は、学校における教育活動に関して障がいのあるなしに関わらず、児童生徒の学習状況を評価するものです。特別支援学級に在籍する児童生徒は、一人ひとりの発達段階や、障がい状況によって学習状況が違いため、丁寧に把握したうえで適切に観点別学習状況の評価や評定、個人内評価が行われるものと考えております。また、通知表等につきましては、学習状況等、児童生徒一人ひとりの状況に応じて学校が独自に作成し、児童生徒を通じて保護者に伝えるものであるため、評定を「一」（ハイフン）としなければいけないとは考えておりません。 (2)①③につきまして、教育課程は学校において編成されるものであり、特別の教育課程においても同様となります。宿題補助等については、それだけをもって個別に応じた学びとは言えませんが、復習のために宿題を活用すること等は想定されるため、全く認められないとは考えておりません。また、指導形態につきましても、学ぶ場所ではなく、学ぶ内容が大切であると考えます。そのため、本市においては多くの児童生徒が、通常学級の中で、児童生徒の発達段階に応じた特別の教育課程を編成し「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、学びが行われています。 ②につきまして、特別支援教育サポーターは、指導者ではなく支援者であり、管理職を始めとした教員の指示のもと支援にあたります。そのため、ご指摘いただいている、通常学級で学ぶ際に特別支援教育サポーターが支援を行うことはあり得ます。しかし、児童生徒に対して指導を担うのは教員となりますので、指導を行うことはあり得ません。引き続き、特別支援教育サポーターの業務内容等の周知に努め、適切に運用してまいります。 (3)①②につきましては、校長に対して、特別支援教育の内容及び教育課程編成等に関する研修を実施するとともに、校長へのヒアリングや指導主事が行う学校訪問において「特別支援学級在籍児童生徒の学び」や「特別の教育課程」が履行されているかを確認してまいります。また、特別支援学級での学びについて、授業の振り返りや発達段階に応じた学びの場の検討について周知・徹底してまいります。特別支援学級在籍児童生徒が、同じ場で学ぶことだけでインクルーシブ教育としてはいないか、一人ひとりの学ぶ内容や学習目標に基づく振り返りを実施しているか等、障がいのある児童生徒の確かな学びと必要な支援の充実に努めます。	・令和6年4月16日、校長を対象とした教育課程の編成方法や考え方を含めた特別支援教育に関する研修を実施いたしました。 ・令和6年9月、全学校の校長を対象とした特別支援教育に関するヒアリングを実施予定です。 ・指導主事の学校訪問等において、特別支援学級在籍児童生徒の学びが、「特別の教育課程」に基づいて実施されているか確認及び指導助言を行うとともに、インクルーシブ推進スタッフや巡回アドバイザーによる巡回指導を実施し、教員に対しても児童生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学習の内容や指導方法等についての助言を行います。 ・上記のヒアリングや指導主事等の学校訪問等を通して、本市の特別支援教育の考え方を周知するとともに、各校における特別支援教育に関する実情を把握し、課題に寄り添った適切な指導助言を行いながら、障がいのある児童生徒の確かな学びと必要な支援の充実に努めます。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）
		現状の課題等	提案・改善策等			
7	その他	喫緊の課題である環境破壊による温暖化等、SDGsの観点から、一言述べさせていただきます。学校で使用される紙量は非常に多く、削減できる部分はたくさんあります。校内でも再三訴えてはありますが、前例に従いながら仕事を行っている職員への、意識改革は非常に難しいものがあります。	①3時および10時に配信される文書について、学校によっては印刷し、紙で各係へ配布を行っているところもあります。つきましては、教育委員会よりご指示いただき、職員間の文書については、基本はデーターで行う。また、従わない職員へは、評価の対象に加えていただくなど、ペナルティ与えてはどうかと思います。 ②保健だより外、保護者への配布物についても同様で、データ配布可能なものについては、全て移行する。きっと、保護者のみなさんも声は出されませんが、思っておられる方は多いと思います。	総務課 初等・中学校教育担当	①大阪市では「大阪市市内環境管理計画」に基づき、学校園も含む各所属において、環境負荷低減の取り組みを行っており、小・中学校におけるコピー用紙の購入量は、令和3年度から令和4年度にかけて約900万枚抑制されました。また、学校に配信される事務連絡等の配布方法につきましては、各学校の実情・実態に合わせて判断していただくことだと認識しておりますが、環境に配慮した取組ができるよう、環境負荷の低減、コピー用紙使用量削減等にかかる周知・啓発を行ってまいります。 ②保護者への配布物につきましては、校園長の判断により、データによる学校ホームページへの掲載や、欠席連絡等アプリでの配信等による対応も可能とすることとし、令和6年3月14日付け事務連絡「学校園における周知文書等の配付の取扱いの一部変更について（周知）」により、通知しております。	各学校において、環境に配慮した取組ができるよう、例年8月頃の「大阪市市内環境管理計画」に基づく環境局からの周知に合わせ、各学校へ環境負荷低減、コピー用紙使用量削減等について周知・啓発を行っていきます。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）
		現状の課題等	提案・改善策等			
8	6	児童のタブレットに適用されているフィルタリングソフトについて、以下の通り、不便だと感じる点があります。 ・学習に必要なサイトもフィルタリングの対象となり、授業で活用できなかったことがあった。 （教育委員会のプロジェクトでキャリア教育を実施した際、バレーボールチーム「JTマーベラス」のホームページが、「タバコ」というキーワードが原因で閲覧できませんでした。相手に伝わったわけではありませんが、協力を頂いている団体に、非常に失礼な話だと個人的には感じました。） ・それが、教員の端末では事前に閲覧できたため、ホワイトリスト登録の申請もできなかった。 （予備機の余裕がないので、教員は自分の端末で確認するしかない状態です。） ・動画等、学習に効果的であると判断したコンテンツがあっても、ホワイトリストの申請・承認まで時間を要するため、結局、使えないまま終わってしまう。 （直前に思いつくこと、結構あるので…。いつも一週間以上前から計画を立てられるとは限りません。） ・その一方で、ゲームで遊べるサイトは、容易にアクセスできる。 （ブラックリスト申請しても、子どもたちは次々に見つけてきます。“いたちごっこ”です。） ・ところが、教員の端末では、「ゲーム」という理由で、しっかりとフィルタリングされている。 （大人は勤務中に使うな、という意味でしょうが、それが児童の方には適用されないのが理解できません。） 結果として、他の教員に、「結局、ICTって肝心なときに使えない」「子どもたちが簡単にゲームができる環境になってしまう」というネガティブな印象を与えてしまっています。ICT担当者として環境を整え、実践事例を提供し、なんとかICTの活用を広めようとしている私にとっては、完全に“逆風”になっています。	児童用端末のフィルタリングについて、教員用端末のフィルタリングと同じように、学校でブラックリスト・ホワイトリストの設定が瞬時にできるようにすべきだと思います。 少なくとも、見れるサイトと見れないサイトを、児童の端末と教員の端末で統一していただかないと、先を見越してホワイトリストの申請をすることなんて、絶対にできません。「児童の端末で直接確認するべき」というのであれば、全ての教員に予備機を割り当てるべきだと思います。 そもそも、学校の教育方針によって、「使わせたいサイト」と「使わせたくないサイト」に差が出てくるのは当然なのに、全市一律で設定されることも疑問を感じます。（パソコンクラブで活用していたサイトが、他校の申請によって急に使えなくなった、ということもありました。） ゲームに関するフィルタリングも、教員の端末でブロックできているなら、児童の方でもブロックできるのではないですか。教員の端末で禁じられていることが、児童の端末では許される、という状況自体が、理解に苦しみます。 「教育DXの“推進”」を現場に強いるのであれば、もっと現場がICTを活用しやすい環境にさせていただくよう、強く要望します。	学校運営支援センター（システム担当）	児童生徒用端末におけるフィルタリングソフトの運用については、令和4年度の運用開始以降、全市一括管理を行っており、各校園からの申請に基づき対応を行っております。 各校園における取り組みの多様化からホワイトリスト・ブラックリスト設定の全市一律の運用についての課題は事務局としても認識しており、フィルタリングの設定を各校園ごとに行えるよう、現在対応を検討しているところです。 児童生徒用端末と教職員用端末でのフィルタリング状況の差については、それぞれの端末に導入しているフィルタリングソフトが異なることによるもので、統一することは難しいと考えておりますが、各校園ごとにホワイトリスト・ブラックリストの設定ができるようになることで、校園の実情に応じた管理が可能となるのではないかと考えております。	令和4年度より、児童生徒用端末におけるホワイトリスト・ブラックリストの設定について全市一括で管理を行っている管理方法を、各校園単位に変更するよう、検討を行っているところです。 具体的な運用開始時期については未定ですが、運用が決まり次第、すみやかにお示しをさせていただきたいと考えております。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）
		現状の課題等	提案・改善策等			
9	6	現在、教務主任を務めております。教務主任の職務として、外部団体より送られてきます配付物（チラシ等）を各学級へ振り分けるという職務があります。私が以前より疑問に感じていたこととして、なぜ外部団体のチラシを配付するために児童の学習時間である授業時間を使用しているのか、ということです。外部団体からのチラシの中には、行政が後援しているチラシもございます。1年を通じて、こうしたチラシを児童へ配付する時間を削減することができれば、かなりの学習時間を確保できるのではないのでしょうか。（特に低学年）	現在、大阪市ではミマモルメサービスを導入しています。ミマモルメサービスにはデータを添付して保護者へ送付することができるメール機能がございます。私の提案として、こうした外部団体より送られてくるチラシ配付は、ミマモルメサービスを利用したデータ配信にすべきではないか、ということです。そのためには、外部団体よりチラシのデータ（PDF）を現場の学校へ送信していただく必要があります。私、教務主任の方で、各団体へデータの送信をお願いしているところですが、そのためにかなりの時間を要しているところです。そこで、行政後援のチラシは、行政の方で各団体のチラシデータを収集していただき、学校現場へ一括して送信する流れにしていきたいと考えています。そうすることで、授業時間にチラシを配付する時間や教務主任が各学級へチラシを振り分ける時間を削減することができます。児童の学習時間の確保・充実、教職員の働き方改革に繋がります。教育の情報化、教育DXの一環として、すぐにでも実施していただきたく思います。よろしく願いいたします。	教職員給与・厚生担当 初等・中学校教育担当	・外部団体等のチラシ等を配付する作業は、学校園の大きな負担となっていることと認識しており、令和2年9月18日付け通知により、周知文書の配付依頼にかかる取扱い（周知文書の精査や結束等）を定め、学校園の負担軽減を図ってまいりましたが、更なる負担軽減を図るため、取扱いを一部変更して、下記のように通知しております。 ・大阪市の全所属あてに、令和6年3月13日付け事務連絡により、令和2年9月18日付け通知の再徹底や、チラシや周知文書を学校園に送付する場合は、合わせてPDFデータも各学校園にメールで送付する旨を通知しました。 ・校長の判断により、保護者への周知文書をPDFデータで学校ホームページへ掲載することや欠席連絡等アプリでの配信等による対応もできることとし、令和6年3月14日付け事務連絡により学校園に通知し、今回の改正の趣旨に鑑み、状況に応じてデータ配信による周知への移行について検討していただくこととしました。	左記の令和6年3月13・14日付け通知に続き、令和6年4月1日付けで「教育委員会所管の学校における周知文書等の配付に関する要綱」を改正し、「PDFデータを各学校園にメール送付するものとする」といった文言を追記したうえで大阪市ホームページに掲載しており、外部団体への周知を図りました。 今後、これらの取組による状況の変化等を注視するとともに、年間を通じてチラシ等が各学校園に送られてくる頻度や数量、団体名等についての調査や各学校園の意見を聴取するなど、検証に努めてまいります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）
		現状の課題等	提案・改善策等			
10	6 7	①SKIPの保健機能で児童生徒の健康診断結果等を管理する際に、事後措置の入力はできるが、受診勧告後の有無をチェックする機能がない。そのため、再勧告や受診率を出す際、また教育委員会からの各種調査への回答する作業に、多くの時間を割かなければならない。	①SKIPの保健機能に健康診断後の受診の有無のチェックする欄を設け、受診率や未受診者の抽出ができるようにしてほしい。	①保健体育担当	①SKIPの保健機能を使って、健康診断結果をエクセル出力することで、受診の有無を管理、再受診勧告、受診率を算出することや、経年経過を管理することが可能となっております。なお、SKIPの保健機能に健康診断後の受診の有無をチェックする欄を設けることで、システム改修費がかかることや、個別の個票へのシステム入力作業が必要となり、事務負担が増える等のデメリットが考えられるため、現在は導入を考えておりません。 健康診断結果におけるエクセルデータの活用については、養護教諭実技研修会において研修を行っておりますが、今後も引き続き、周知を行ってまいります。	①引き続き、健康診断結果のエクセルデータの活用について、総合教育センターと連携し、研修等を行ってまいります。
		②SKIPでの出欠と、学校等感染症情報システム、ミマモルメ、それぞれの入力や形式や項目が違うため、出欠状況を集約する際の作業効率が悪い。臨時休業の際は特に集約作業を急がないとならないため、改善が望まれる。	②SKIPでの出欠と学校感染症情報システム、ミマモルメの情報を自動で統合できるような仕組みを設けてほしい。または、SKIPにて、欠席者の詳細一覧（全校の事故欠と病欠を分けて集約したり、出席停止期間が記載されているもの）の作成・出力機能をつけていただきたい。	②教育政策課	②学校におけるさらなる校務のデジタル化・DX化を図るため、校務系システム並びにそれを取り巻く業務について、現在の学校現場等における業務実態や課題を調査・分析し、従前の事業別の目的を再整理し、教育施策全体の目的に従って最適化・再編成することで、児童生徒データ利活用、保護者関連機能の充実に加え、教職員の働き方改革に資する次期校務系システムの再構築に向けた検討を、現在すすめているところです。 令和5年度に学校園システム再編成ワーキンググループが発足し、今後のデジタル化の要件を組み込みながら、今後の学校園におけるシステムのあるべき姿について検討を開始しました。 今回のご提案につきましても、学校業務の課題として上記のワーキンググループで検討してまいります。	②引き続き、令和6年度においてもワーキンググループにて議論しながら、校務のデジタル化推進にかかる計画を策定し、今後のスケジュールを決めていく予定です。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）
		現状の課題等	提案・改善策等			
11	6	校務系と学習系に分けて運用することは理念としては、素晴らしいのですが、教室に同じ端末を持っていくというのは情報流出のリスクがとて高いと思います。学習系と校務系、二つに分けて活用したほうが現場としては使い勝手はよい。また、クラウドにすべてのデータを保存するシステムになり、PCの動作速度はとても遅くなりました。反応が遅いだけならともかく、時々フリーズ状態になったり、ログオフにしないといけない状況が多々あり、業務に支障をきたすことが多々ある。保存したデータが消失した事象が過去にあり、わざわざバックアップを気にしながら保存している。	リース期間の問題であると思うが、5年というスパンは長い。性能が低いスペックのPCは、作業速度が遅いので、その時点でのハイスペックのハードに変えていく必要がある。回線速度が遅いのか、教室では、8台のPCをつなげただけで通信が不安定になり、とフリーズするときもある。500校近い学校の一括管理を止めて、区ごとに管理するシステムにしたほうが良い。小学校低学年にとっては、一人一台端末は、重く、毎日持って帰らせるのには無理があるので、軽いPCを導入したほうが良い。	学校運営支援センター（システム担当）	スペックによる動作の不具合につきましては、事務局としても認識しており、次回の更新に向けて、現状の学習面及び運用面での課題をふまえ、有識者を交えた大阪市学習者用端末検討会議等で議論し検討することとしております。令和6年1月に文部科学省より、次期GIGAスクール構想における端末の最低スペック基準が示されたことを受けまして、今後、市場の動向などを注視し、堅牢性や持ち運びやすさを踏まえた適切なスペックの端末の導入を行ってまいりたいと考えています。 また、通信環境につきましては、令和3年度に教育情報ネットワークの再構築を行い、通信環境を改善し、運用を行っています。通信が不安定になる事象が発生した際には、個別ご相談をいただき対応を行っています。 今後も引き続き、適切な端末・通信環境の整備を行ってまいります。	学習者用端末及び教職員用端末については、配備した年数に応じて順次更新を行っており、文部科学省の定めるGIGAスクール構想第2期（※）に合わせて今後も対応を行ってまいります。 また、通信が不安定になる事象について、個別ご相談をいただいた場合、迅速に対応を行ってまいります。 （※）GIGAスクール構想第2期とは、文部科学省が発表した児童生徒1人1台端末の環境整備に関する教育施策で「令和2～3年度（第1期）で整備された端末を計画的に更新するなど、今後より一層の推進を行う」としています。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）
		現状の課題等	提案・改善策等			
12	6 その他	数年前から始まった大阪府教育委員会が作成した「すくすくウォッチ」の課題について、お伝えします。 １、「すくすくウォッチ」の表紙の取り扱いが、とても煩雑で、多くの時間をその作業に費やしている。 ２、児童の一意のＩＤが作成されていないために、表紙にその代わりとなるシールを代用しているために、作業が煩雑にしている。	大阪市では、校務支援システムによって、児童生徒のＩＤが設定されており、それを活用することで事務的作業の煩雑さは解消される。大阪市内からの転入であっても、校務支援システムに登録された時点で一意のＩＤが設定されるので、府教委がさせて用途としている煩雑な事務作業が解消される。	初等・中学校教育担当	・「小学生すくすくウォッチ」につきましては、大阪府教育委員会が外部委託を行い実施している事業であるため、本市の校務支援システムのIDを活用することや、大阪市独自の取り扱いができない事業となっております。 ・「すくすくウォッチ」の表紙には、児童の個人番号が記載されたシールが貼られており、小学5年生から中学3年生まで同じ表紙を使用することになりますので、表紙を確実に保管していただき、次の学年、進学先の中学校へ引き継いでいただくといった取り扱いが必要となります。表紙を紛失すると、紐づけ等の煩雑な事務的な作業が発生しますので、適切な取り扱いについて、引き続き、周知徹底を行ってまいりたいと考えております。	「すくすくウォッチ」の表紙の適切な取り扱いについて、引き続き、周知徹底を行います。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）
		現状の課題等	提案・改善策等			
13	その他	令和５年度の小学校の卒業式の日程が、令和６年３月１８日月曜日に設定されました。土日をはさんで月曜日に卒業式を設定されると、さまざまな不都合が生じます。例えば、掲示物が風ではがれてしまい、当日の朝にやり直すことになる。卒業式の流れやせりふを児童が忘れてしまう。式場の生け花が散ってしまう。お祝いの紅白饅頭（生菓子）の納品が、金曜日だと土日をはさんでしまうので、当日の朝になってしまう。などの不都合が生じます。	学校独自で卒業式の日程を決められるといいとは思いますが、卒業式の日程は市全体で統一だと思うので、学校独自で日にちを設定することが難しいのであれば、その年のカレンダーを見て火曜日から金曜日になるような設定にしてほしい。今年度で言えば、３月１５日金曜日や、３月１９日火曜日（翌日が祝日で休みなので）などがよかったように思います。次回以降（令和６年度末以降）の卒業式の日程を決める際に検討してください。	初等・中学校教育担当	・卒業（保育修了）式の日程につきましては、当該幼児児童生徒及び保護者等が式典に参加できるよう、大阪府公立高等学校入学者選抜及び府立支援学校入学者決定の事務日程等と調整するとともに、本市立学校園の他校種にごきょうだいがいるご家庭でも保護者等が参加できるよう、幼稚園、小学校、中学校が同一日にならないよう配慮したうえで、決定しております。 ・令和５年度については上記のような調整の結果、小学校の卒業式については月曜日の設定となりましたが、候補日が複数ある場合は、これまでも曜日等に配慮して決定しております。	引き続き、卒業式の候補日が複数ある場合には、曜日等に配慮して決定してまいります。

参 考

教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について ― 進捗状況等（R5 1学期・2学期） ―

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等				
1 学期	1	1・7	モンスターペアレントのような無理難題なことを、学校に受け入れろと暴言を吐きながら何度も言ってくる保護者が毎年数人いる。穏やかに話を聞き、できない理由をしっかりと伝えた上で学校の方針を伝えても、ずっと大声で暴言を吐き続け、膠着状態が続く。その間に子どもは登校させてくれず、落ち着いて学習に取り組む時間を奪われ、担任や対応する教員すべてが疲弊していく。また、教育委員会の指導主事が間に入ったところで、保護者の思いを聞いて寄り添うばかりで、学校の訴えは聞いてくれず、我慢するように言われる姿勢に、現場の教職員は無力感を感じ、現場で働き続ける自信や気力が削がれていく。	上記のような発言や長時間続く暴言は、威力業務妨害だと思う。今後も、このような保護者対応は増えていくと思われる。教育委員会付きの弁護士を雇い、対応等で間に入り、アドバイザーとして法的に問題ないか助言してもらえれば、対応でこじれることが減り、学校現場が精神的に削られることがなくなっていくと思われる。	教育活動支援担当（生活指導G）	ご提案の内容につきまして、大阪市スクールロイヤー School Support Expert Team（SSET）事業をご活用いただくことで、学校園で発生する様々な事案対応及び保護者対応等について、弁護士をはじめとした各種専門家へ相談のうえ助言を得たり、連携し対応策を検討したりすることができます。また、学校園の対応で解決が図られない場合、弁護士が学校園と保護者の関係調整を行うこともできます。 本事業につきましては、令和元年度より実施しており、毎年、年度初めに校園長あて事務連絡を発出し、積極的な活用をお願いしていることですが、教職員のみなさまへ十分な周知を行えるよう、周知方法の工夫を行ってまいりたいと考えております。	令和5年10月を目途に、大阪市スクールロイヤー School Support Expert Team（SSET）事業の周知を次の方法で行う予定です。 ・校務支援パソコンのSKIPポータル掲示板に掲載 ・全教職員へのメール周知 ・教育委員会事務局が発行している学校園向けの情報誌で本事業の紹介を行う	令和5年10月30日、31日において、大阪市スクールロイヤー School Support Expert Team（SSET）事業の周知を次の方法で行った。 10月30日 ・校務支援パソコンのSKIPポータル掲示板に掲載 ・教育委員会事務局が発行している学校園向けの情報誌「教育振興基本計画に基づいた取組『教職員からの意見・提案』」において本事業の紹介を行う 10月31日 ・全教職員へのメール周知
1 学期	2	1・2 4・9	不登校対応特例校の心和中学校が設置されるにあたり、夜間学級が併設される。一方で従来からある天王寺中学校夜間学級と文の里夜間学級が廃校されるというマスコミ報道があった。6月の教育委員会議ののち、両校に市教委から説明に来られた。2年前にこの計画が示された当時はまだ廃校が確定したわけではないとされ、在校生の聞き取りが行われている。それが今年、廃校が確定したという説明をしに来られた。2024年3月末に廃校にするので、夜間学級に通いたければ心和中学校の夜間学級に行きなさいというものである。 本来夜間学級は学童期に戦争や貧困などで学びの場を奪われた人たちのためのものとして始まっている。したがって、①高齢な方が多く、学習意欲の高い方が多いが、本人や家族に健康問題を抱えている場合が多い。現在よりも遠いところには通えない。 ②比較的若い世代でも不登校で形式的に卒業した人たちの学び直しの場にもなっている。人間関係構築に非常に時間がかかる。③外国人で本国の義務教育を終えておらず、新たに夜間学級で学んでいる人も増えてきており、大阪市の日本語学習ができるところから紹介されてきた人も少なくない。もちろんコミュニケーションに困ることが多いので、新しく人間関係を作りながら学ぶことは非常に難しい。働きながら通ってギリギリの生活をしている人も少なくない。 市教委の説明では、2年前に「廃校は決まっていた」ので、廃校については入学時に了解しているはずという。現在夜間学級に通っている人は、例えば大人であっても中学卒業程度の学力がないのだから、丁寧な説明や確認が必要であり、外国人であるならなおさらである。問題は、そのような説明文書が市教委から提示されておらず、それについての同意書も存在しないのに「了解済み」とされている。このような市教委の姿勢に対して、在校生は強い不安を感じ心が不安定になり体調を崩すものも出てきている。	説明文書も同意書もない中で「了解済み」とするのは、一般社会では許されない。長年ていねいに人権教育に取り組んできた大阪市教委にしては非常に乱暴であり、突然学びの場を奪うという人権侵害であると考える。現在大阪市教委は「安全・安心な教育環境の実現」「豊かな心の育成」「誰一人取り残さない学力の向上」「家庭・地域等と連携・協働した教育の推進」などを重要な柱としているが、少人数であったり高齢であったり外国人であれば、「人権を無視してもいい、犠牲になってもいい」というようにしか見えません。 入学時に紙面で内容を確認しながら十分な説明を行い、同意書を作成するという手順が抜けていることから、在校生たちの了解は得られにくい。したがって、いったん入学を認めたのだから、在校生が卒業するまで天王寺夜間・文の里夜間を現在の形のままで存続するべきである。 大阪の教育は「私たちを大切にしてくれた」「勇気を出して夜間学級で学んでよかった」と思ってもらえるような施策をお願いしたい。大阪市民として切に願う。	初等・中学校教育担当	在校生が卒業するまで、天王寺夜間・文の里夜間を現在の形のままで存続するべきだというご指摘に関しましては、両校とも小規模化が進んでおります。その中で、日本語指導が必要な生徒の入学が増加するなど、教科学習の基礎としての日本語指導の充実を図る必要性が増す中、両校においても十分な教員数の確保が難しく、課題となっております。 また、天王寺中学校では施設の老朽化も進んでいるため、心和中学校へ統合移転が令和5年6月27日の教育委員会会議で決定しました。 令和5年6月27日の教育委員会会議の議決後、2校で在籍生徒への「転籍」について説明を行いました。今後、在籍2年以内の生徒については、入学時に移転についての説明をしていることから、在籍3年以上の生徒に対し、心和中学校で学ぶか現在の天王寺中学校夜間学級の教室を使用して学ぶかのアンケート調査を行う予定となっております。 これまでも、様々な理由により十分に義務教育を受けられなかった方々が再び学ぶ場として、中学校夜間学級が果たす役割はたいへん重要であると考えております。今回の再編によりこれまで以上の教職員配置が可能となり、日本語指導等を含めたこれまでに課題となっていた部分の充実を図ることが可能だと考えております。今後も今回の再編後も、ニーズ調査を実施するなどしたうえで、本市としての中学校夜間学級のあり方やその内容の充実について、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。	9月頃を目途に在籍3年以上の生徒への心和中学校で学ぶか現在の天王寺中学校夜間学級の教室を使用して学ぶかのアンケートを実施予定。	在籍3年以上の生徒に対して、天王寺中学校夜間学級は令和5年7月3日、文の里中学校夜間学級は令和5年6月30日に説明会を実施した。 また、希望調査については説明会後に順次実施した。 その結果、希望した生徒（調査対象者の約1割）は、天王寺中学校夜間学級の教室を使用して学ぶことになり、希望しない生徒は、心和中学校の夜間部で学ぶことになった。 心和中学校部天王寺教室には、現在心和中学校から5名の教員が派遣されている。

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等				
③ 1学期	5-1	6	タブレットのスペックが悪くレスポンスがよくなかったり、QRコードの読み取りに時間がかかったりしてしまうため、ストレスがかかる。	もう少しスペックの高いタブレットを用意していただきたいです。今使用しているタブレットは5年ぐらいとお聞きしたが、次の更新の際は、検討して頂きたいです。（1ブロックはchromebookを使用しているとお聞きました。）	学校運営支援センター（システム担当）	現在の端末につきましては、文部科学省から示された標準仕様に準拠しており、次回の更新についても同様であると考えられますが、更新にあたっては、端末検討会議における学校現場の教員や外部委員の意見を踏まえて、十分に検討を行いたいと考えております。	更新時期を含め、国の動向を注視しながら検討してまいります。	令和6年1月に文部科学省より、次期GIGAスクール構想における端末の最低スペック基準が示されたことを受けまして、今後、市場の動向などを注視し、堅牢性や持ち運びやすさを踏まえた適切なスペックの端末の導入を行ってまいりたいと考えています。
④ 1学期	5-2	5	部活動指導員が集まらない現状があることや、中学校教員の残業時間の多くが部活動という現状を鑑み、平日は業務の中に入れたとしても、土日祝日に至っては、出勤という扱いにせず、副業で部活動指導員として、部活動を教えるという形にしてはどうかと考えます。	部活動指導員が集まらない現状があることや、中学校教員の残業時間の多くが部活動という現状を鑑み、平日は業務の中に入れたとしても、土日祝日に至っては、出勤という扱いにせず、副業で部活動指導員として、部活動を教えるという形にしてはどうかと考えます。	保健体育担当	部活動指導員については、令和5年8月1日時点で125校、529名を配置しており、一部の種目においては人材が不足しているものの、人材バンクの登録数も600名を超えるなど多くの方に登録いただいている状況であり、部活動指導員が配置されている部活動の顧問教員の残業時間については減少しております。 休日の部活動については、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会確保や教員の負担軽減のため、地域連携・地域移行の早期実現をめざすという国の方針のもと、本市においても地域移行実践研究を行うなどの取組みを進めているところです。 部活動指導員の活用は、本市教員の長時間勤務の解消を目的としているため、本市教員が副業という形で部活動指導員として指導することはできませんが、部活動の地域連携・地域移行をすすめていくなかで、希望する教職員については部活動に関わることができるよう、令和5年度の地域移行実践研究において、希望する教員は、教育委員会から兼職兼業の許可を受けて、民間事業者の社員として指導を行うことをめざしており、今後、活用方法について検証してまいります。	令和6～7年度においても実践研究を続け、人材の活用方法を検証したうえで今後の対応について検討していく予定です。	部活動指導員については、令和6年3月末時点で124校、590名を配置しており、人材バンクの登録者数も700名を超えて多くの方に登録いただいている状況です。 また、部活動の地域連携・地域移行を進めていくなかで、地域移行後に指導を希望する教員や部活動指導員のほか地域人材が指導する新しいスポーツ・文化のあり方についてモデル事業を実施しております。 令和5年度は民間事業の指導者が主任指導者を担い、部活動指導員や兼業兼職の教員を副主任指導者にあて、のべ人数ではありますが、学生33名、一般29名、部活動指導員5名、兼職兼業教員18名の方々に従事いただきました。 令和6年度のモデル事業においては、主任指導者も含めて指導を希望する教員、部活動指導員、地域人材を可能な限りあてることでの今後の地域クラブ活動への移行のための人材確保に努めてまいります。

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等				
⑤	1 学期	6-1	7	教員の働き方改革が求められている中で、学校事務職員が教科書無償給与事務や特別支援就学奨励費の業務を新たに負担することになった。また共同学校事務室の担当業務も増え、OJTとしてはいい取り組みではあるが、業務量は増加し続けている。 ・メンタルヘルス不調や過度の業務負担により業務支援が必要な方、休職・退職者数・割合について、教員や大阪市職員と比較したデータを公表してほしい。また欠員が出た場合にも学校事務の臨時主事（＝臨時的任用職員）が不足し配置されない現状についても公表して欲しい。 ・臨時主事（＝臨時的任用職員）の待遇改善と学校事務職員の適正な業務量の在り方、事務職員の声を積極的に拾って業務効率化を図って欲しい。 具体例 ・アンケート調査の報告時のシステム操作について、学校長が承認すれば送信されるようにするなど、無駄なステップを省いて簡易にする。 ・集約物品の対象物品や仕様について希望を聞いてもらいたい。 ・充電保管庫の移設や停電費用の支払いは委員会で集約してより合理的に経済的に実施して欲しい。 ・給与システムで講師等の発令期限に合わせて通勤手当の申請などが漏れていた場合には自動的に教職員へ周知されるようにして欲しい。 ・業務システムで兼務校に切り替えて処理した際に、本務校と全く同じレイアウトであるため混同しやすい。本務校は従来のブルー系とし、兼務校に切り替えたときは別のカラーで表示されるようにして欲しい。 ・他校の予定単価を活用して良いことになったが、兼務校に一校ずつ切り替えて標題から探していかねばならない。大阪市内全ての学校の支出決議の標題だけでも一斉に検索出来るようにしてほしい。また、予定価格調書や仕様書・業務委託仕様書を閲覧・ダウンロードして利用できるようにしてほしい。 ・見積依頼業者の抽選について、抽選を行う業務負担や、抽選結果を待つまでの時間のロスをなくせるように、契約担当者の恣意性が働かない抽選を業務システム上で行えるように出来ないか。 ・40万円以上の工事見積について、大阪市所定様式での原本提出となっているが業者の様式でFAX・メールでの見積もり提出を可として欲しい。FAX・メールでの見積書の提出であれば、提出日の履歴が残るため原本の提出よりも適切ではないか。 ・業者が使用大阪市所定様式・特記仕様書の変更が頻回にある。変更になるたびに、SKIPから新様式をダウンロード、ネットワーク間ファイル転送依頼→学校長承認→学習系のファイルに保存→業者へアウトLOOKでメール添付と負担が大きい。大阪市教育委員会のHPから様式のダウンロード、作成、記入例の確認ができるようにしてほしい。学校は該当のページのQRコードやHPの掲載場所を業者へ案内すれば済むことになる。 また、改正日（適用日）が記載されているか確認しやすい。 ・学校や教育委員会・学校運営支援センターとは今までどおり、SKIPメールでやりとり出来ないか。誤って外部に送信してしまうこともないし、メールアドレスの検索にも手間がかかる。校務系に配信された様式→ファイル間転送→学校長の承認→アウトLOOKで内部の部署にメールするのは、あまりに非効率ではないでしょうか？ ・勤務の割振りは制度が難しい。教職員が制度を理解しやすく、また正しく漏れがないように割振りを行えるよう人事給与システム上で管理できないか。 ・就学援助の申請をワンストップで受付が出来ても、保護者は学校ごとに申請書を作成・添付書類を用意しなければならない。一枚の申請書で同一家庭の児童・生徒の認定審査を行うようにできないか。 ・各システムで支出決議（341・特名契約）や手当申請などがあった時に、担当者や学校長や事務主幹・室長（承認者）に一覧等でシステムを開けていなくても通知されるようにしてほしい。	・教職員人事 ・教職員給与・厚生	【教職員の精神疾患による病気教職者数について】 精神疾患による事務職員・教員の休職者数につきましては、毎年度、文科省において「公立学校教職員の人事行政状況調査について」として、自治体別の人数を公表しております。 参考URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820_00006.htm 精神疾患による市職員の休職者数につきましては、毎年度「大阪市職員安全衛生常任委員会」の資料において、市職員向けポータルサイトにおいて人数を公表しております。 なお、令和3年度における在職者のうち、精神疾患による病気休職者数の割合は学校事務職員が1.68%、教員が1.07%、市職員が1.58%となっております。 現在、精神疾患による休職者数の割合を、職種別に比較した資料は公表していませんが、今後、労働安全衛生協議会の資料として、skipポータルへ掲載すること等を検討してまいります。 【退職者数】 退職手続において、退職理由の詳細は把握していないことから、メンタルヘルス不調等を理由にした退職数のデータ等はありません。 なお、学校事務職員の年度末退職者数につきましては、毎年度末の人事異動資料として各校園へ通知しております。 【欠員が生じた場合について】 欠員が生じた場合における、代替の臨時的任用職員につきましては、可能な限り速やかな配置に努めており、令和5年7月1日時点では未配置数はゼロとなっております。今後とも速やかな代替職員の配置に努めるとともに、共同学校事務室体制においても、必要に応じて未配置校への支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。 【臨時的任用職員の待遇】 学校事務職員にかかる臨時的任用職員の給与につきましては、行政職給料表1級を適用し、毎年度の人事委員会勧告に基づき、正規職員と同様、官民格差を反映した給与改定を行っているところです。 なお、令和4年人事委員会勧告に基づき、令和6年度より行政職給料表1級の適用号給上限を89号給から97号給へ引き上げることとなっております。 今後とも、毎年度の人事委員会勧告の意見、内容を十分踏まえ、適切に対応してまいります。 【学校事務職員の業務量】 今年度より全市実施しております共同学校事務室において、決裁事務の一部を効率化したシステム改修を行うなどの改善を行っております。今後も、共同学校事務室において業務の標準化・効率化を図るとともに、各構成校の業務をグループ単位で進捗管理するなど、必要な支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。	【教職員の精神疾患による病気教職者数について】 （教人事、給与・厚生） ・令和5年度中に労働安全衛生協議会の資料としてskipポータル等へ掲載することを検討 【欠員が生じた場合について】（教人事） ・令和5年4月 共同学校事務室の全市実施 【臨時的任用職員の待遇】（給与・厚生） ・令和6年4月1日より行政職給料表の号給増設 【学校事務職員の業務量】（教人事） ・決裁事務の一部を効率化したシステム改修（令和5年7月運用開始）	【教職員の精神疾患による病気教職者数について】 （教人事、給与・厚生） ・令和6年4月に労働安全衛生協議会の資料としてskipポータルの掲示板に掲載済

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等				
⑥	1 学期	6-2	7	教員の働き方改革が求められている中で、学校事務職員が教科書無償給与事務や特別支援就学奨励費の業務を新たに負担することになった。また共同学校事務室の担当業務も増え、OJTとしてはいい取り組みではあるが、業務量は増加し続けている。 ①アンケート調査の報告時のシステム操作について、学校長が承認すれば送信されるようにするなど、無駄なステップを省いて簡易にする。 ②充電保管庫の移設や停電費用の支払いは委員会で集約してより合理的に経済的に実施して欲しい。 ③給与システムで講師等の発令期限に合わせて通勤手当の申請などが漏れていた場合には自動的に教職員へ周知されるようにして欲しい。 ④業務システムで兼務校に切り替えて処理した際に、本務校と全く同じレイアウトであるため混同しやすい。本務校は従来のブルー系とし、兼務校に切り替えたときは別のカラーで表示されるようにして欲しい。 ⑤他校の予定単価を活用して良いことになったが、兼務校に一校ずつ切り替えて課題から探していかなければならない。大阪市内全ての学校の支出決議の課題だけでも一斉に検索出来るようにしてほしい。また、予定価格調書や仕様書・業務委託仕様書を閲覧・ダウンロードして利用できるようにしてほしい。 ⑥学校や教育委員会・学校運営支援センターとは今までどおり、SKIPメールでやりとり出来ないか。誤って外部に送信してしまうこともないし、メールアドレスの検索にも手間がかかる。校務系に配信された様式→ファイル間転送→学校長の承認→アウトLOOKで内部の部署にメールするのは、あまりに非効率ではないでしょうか？	学校運営支援センター（システム・学務）	①パッケージソフトウェアのため、速やかなシステムの改修の実施は難しいと考えております。ただし、現場職員の事務負担については事務局も認識しており、今回いただいたご意見を参考に、次のシステム更新（令和8年度予定）に向けて、入力の手軽化や操作性の向上について検討してまいります。（令和4年度3学期の提案6-3の回答と同様） ②充電保管庫は各学校の備品としての取扱いとしていることから、移設及び電気代等のお支払いについては、各学校において対応していただくことになっております。 ③すでに現行システムにおいては、人事・給与システムにログインしていただいた際、提出必要書類を把握し、通勤届を未提出の方に対しては提出を促す仕様となっております。 ④パッケージソフトウェアのため、速やかなシステムの改修の実施は難しいと考えておりますが、今回いただいたご意見を参考に、次のシステム更新（令和8年度予定）に向けて検討してまいります。 ⑤大阪市内全ての学校の支出決議を検索することは、システムへの負荷が大きすぎるため難しいと考えておりますが、仕様書の閲覧・ダウンロードについては、学校園の情報サイト（SKIPポータル）へ作成例を掲載しております。 ⑥SKIPメールについては、令和4年8月末をもって終了しております。また、学校園が校務系ネットワーク（個人情報を含むデータを保存するネットワーク）で作成した資料を教育委員会・学校運営支援センター及び他の学校園へ送付する際は、インターネットを経由して送信する教職員メール（Outlook）ではなく、校務支援システム(SKIPポータル)の個人連絡機能を利用することで、安全に情報連携ができますのでご利用ください。	⑤支出決議の課題検索機能については、改修規模、既存機能との関連等について、令和6年度仕様変更検討時期を目標に検討してまいります。	課題検索機能の追加に関して検討した結果、機能を追加することにより、システムに負荷がかかる等の課題があり、また、現時点でも他の方法での検索機能を有していることから実施は見送ることとします。 ただし、再構築に向けて学校園のニーズに応じたシステムの構築について、引き続き検討してまいります。
⑦	1 学期	6-3	7	教員の働き方改革が求められている中で、学校事務職員が教科書無償給与事務や特別支援就学奨励費の業務を新たに負担することになった。また共同学校事務室の担当業務も増え、OJTとしてはいい取り組みではあるが、業務量は増加し続けている。 ①集約物品の対象物品や仕様について希望を聞いてもらいたい。 ②見積依頼業者の抽選について、抽選を行う業務負担や、抽選結果を待つまでの時間のロスをなくせるように、契約担当者の恣意性が働かない抽選を業務システム上で行えるように出来ないか。 ③40万円以上の工事見積について、大阪市所定様式での原本提出となっているが業者の様式でFAX・メールでの見積もり提出を可として欲しい。FAX・メールでの見積書の提出であれば、提出日の履歴が残るため原本の提出よりも適切ではないか。SC（学務） ④業者が使用大阪市所定様式・特記仕様書の変更が頻回にある。変更になるたびに、SKIPから新様式をダウンロード、ネットワーク間ファイル転送依頼→学校長承認→学習系のファイルに保存→業者へアウトLOOKでメール添付と負担が大きい。大阪市教育委員会のHPから様式のダウンロード、作成、記入例の確認ができるようにしてほしい。学校は該当のページのQRコードやHPの掲載場所を業者へ案内すれば済むことになる。 また、改正日（適用日）が記載されていると最新の様式が添付されているか確認しやすい。	学校運営支援センター（学務・システム）	①集約物品については、毎年、各小・中学校教育研究会会長、小中学校事務研究会会長等を集約物品検討会議のメンバーとする検討会議を行っており、各学校園で使用する物品について追加等しております。 ②見積業者リストから業者を選定するルールについては、契約管財局から指摘を受けて、職員個人の恣意性が働かないように各共同学校事務室単位で見積業者リストを管理し、業者選定を行うようにしております。業務システムでの抽選については、システム上、ご提案のような仕組みを構築することは難しいと考えておりますが、スムーズに業者選定ができるように抽選者の選出に工夫を行うなど、今後も引き続き運用を検討してまいります。（令和4年度3学期の提案3-5の回答と同様） ③ご意見を踏まえ、現行の公金会計業務マニュアルの一部改訂を検討してまいります。 ④他局の掲載状況を参考にしつつ、大阪市ホームページへの掲載を検討してまいります。	①集約物品検討会議（例年10月から11月頃に実施）を実施してまいります。 ②業務委託仕様書については、学校園の情報サイト（SKIPポータル）へ掲載済です。 ③公金会計業務マニュアルの一部改訂については令和5年度内を予定しております。 ④他局の状況を確認し、検討した結果、掲載可能と決定した場合は速やかに掲載します。	③公金会計業務マニュアルの一部改訂については、現在、全章の見直しを行っており、1学期中の改訂を行う予定で業務を進めております。 ④他局の状況を確認しましたところ、現在、市のHPで大阪市所定の様式が掲載されている部署はございませんでした。ただし、各局が行う調達案件で公募型比較見積もりを行う際には、案件名称や納入期限、納入場所など、予め、記載されたものが掲載されております。これらが未記入の様式を掲載した場合、記入内容の相違等で適正な事務処理ができないことが懸念される為、現在のところ市のHPでの掲載は予定していませんが、引き続き、契約管財局や他局の状況の把握に努めてまいります。

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等				
1 学期	6-5	7	教員の働き方改革が求められている中で、学校事務職員が教科書無償給与事務や特別支援就学奨励費の業務を新たに負担することになった。また共同学校事務室の担当業務も増え、OJTとしてはいい取り組みではあるが、業務量は増加し続けている。	・就学援助の申請をワンストップで受付が出来ても、保護者は学校ごとに申請書を作成・添付書類を用意しなければならない。一枚の申請書で同一家庭の児童・生徒の認定審査を行うようにできないか。	学校運営支援センター（事務管理）	就学援助の受給にかかる申請書等については、児童生徒の在籍を確認する必要があることから、児童生徒の在籍する学校を通じて、教育委員会に提出することとしております（大阪市児童生徒就学援助規則第5条）。そのため、児童生徒の在学する学校ごとに申請書等を提出していただく必要があるため、1枚の申請書での認定審査はできないと考えております。 ただし、現場職員や保護者の負担については事務局も認識しているため、負担軽減に向けて、オンライン申請も含めた申請のあり方について検討を進めていきます。	就学援助システムについては、自治体システムの標準化対応のため、令和8年1月に向け、取り組んでおり、併せて、オンライン申請が可能となるよう取り組みも進めており、申請のあり方について検討を進めていきます。	令和8年1月の就学援助システムの標準化に向け、令和5年12月に総合評価方式一般競争入札により調達を行いました。再入札に向けたRFIでは、令和8年1月の就学援助システムの標準化対応は不可との結果であったので、現在、標準化システムの移行時期等について検討中です。
2 学期	1	その他	人事異動の内示の連絡方法について ①現状では、受け入れる側の管理職から、送り出す側の学校の管理職に電話で連絡しています。 ②その際、職員室にいる教職員などが電話をうけます。また、いろいろな学校や職場を掛け持ちしているサポーターなどが電話を受けることがあります。 ③人事異動の内示日は、あらかじめ決まっています。その内示の日に、「〇〇中学校校長の〇〇です。校長先生はいますか？」と電話がかかってきます。この電話を、管理職以外の方がとることがあります。実際、私も何度も電話をとっています。 ④内示の日に校長先生からの電話を受けて、すぐそのあとに、校長先生から「〇〇先生、いま時間ある?」「ちょっと、来て」といったやりとりを何度も体験しています。つまり、私自身が、「〇〇中学校の〇〇校長」からの電話をうけ、そのすぐあとに人事異動対象の教職員が校長室に呼ばれる状況を見えています。 ⑤つまり、状況的に内示の情報が事実上分かるのです。 ⑥人事異動の情報は、トップシークレットだと考えます。基本的に、当該の教職員と管理職しか知りえないはずですが、にもかかわらず、受け入れる側の校長先生から架電されることで、管理職以外の方が電話を受け、内示の情報が事実上分かりかねない状況です。	上記、①～⑥の状況をふまえ、以下のとおり提案いたします。 ①電話による連絡をやめること。 ②スキップでの連絡などに切り替えること。 以上の提案を実施していただけると、人事情報というトップシークレットが管理職と当該教職員以外の方に漏れる危険はほぼなくなるのではないかと考えます。また、スキップ連絡とすることで、昨年度、体調不良で内示日に出勤されなかったという事態にも対応できるかと思えます。前向きに検討いただきますよう、お願い致します。	教職員人事担当	ご提案いただきました内容につきましては、以下のように考えております。 ・年度末における人事異動の内示につきましては、内示日程を事前にお知らせしたうえで、内示当日にSKIPの文書連絡機能及び帳票配信による内示を管理職に対して行っており、内示の内容について本人のみの取り扱いとすることや、他校へ連絡を行う場合の解禁時間などについても指示するなど、その情報管理については管理職並びに当該教職員に対しても徹底をお願いしているところです。 ・今後、内示の通知文において改めて情報管理の徹底をお願いするとともに、内示後における学校間及び本人に対する連絡手段として、新たにSKIPの個人連絡機能の積極的な活用を促すなど管理職に対して注意喚起してまいりたいと考えております。 ※SKIP(スキップ)・・・SKIP (THE SCHOOL KNOWLEDGE INNOVATED BY PRIME ICT)ポータルの略。教職員用のポータルサイトのことであり校務支援システムへの入口でもある。グループウェアとして文書連絡機能や個人連絡機能等も有する。	・令和6年3月に予定している内示の通知文において、改善を予定しています。	令和5年度末 教職員人事異動の内示に係る通知文において、以下の文言を追記しております。 (午後1時以降の他校への連絡については、電話が込み合うことがあるため、SKIPの個人連絡機能による連絡についても積極的にご活用ください。)

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等				
⑩ 2 学期	2	1、その他	本校の給食の業者が2学期より変わりましたが、あまり給食業務に関わっていない私でも分かるぐらい、当初よりいろんな問題が頻発していました。 ・食器の枚数の間違い ・作業の遅延 結果として、以下のような不具合が起こっていました。 ・教室で配膳する段階で食器が足りないことに気づき、給食の開始が遅れてしまう。 ・食器が濡れたままだったので、手の空いている教員が総出で食器を拭いた。 ・一連の経緯の報告・対応に教頭先生の時間が割かれ、栄養教諭も給食室に向くことが多く、職員室に待機できる教員が減り、児童の対応ができない場合がある。 これ以来、いつか改善されるものかと思い静観しておりましたが、給食業者に改善の兆しはほとんどなく、調理員さんの数が不足していたり、経験が浅い方が多かったり、十分とは言えない体制で些細なミスが続き、事故の報告書の提出も遅れがちな中、12月5日に、報道発表の通り、卵の過熱不十分という重大インシデントが発生しました。 https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kyoiku/0000613875.html（別紙：報道発表資料） ちょうど、12月5日より、小学校学力経年調査という、教員にとって、些細なミスも許されない事案を抱えています。解答用紙一枚の紛失が大きな信用失墜・懲罰事案になる、非常に神経を使う、大きな事案です。 地方公務員法 35 条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と定められておりますが、給食業者が生み出す数々のミスに対応することも、我々教員の仕事のうちですか？ 特に、学力経年調査の管理、運営、全体の統括を担って頂いている教頭先生は、その注意力の大半を学力経年調査に注ぐべきところを、今回のミスに関わる給食業者への対応、委員会との連携、卵を食べてしまった児童の保護者への連絡・謝罪に、多大な労力と時間を要しています。	公平性担保のために公募入札という仕組みがあることは、少しは理解しているつもりですが、業者が変わることで、混乱させられるのは、現場です。何の問題もなく順調に業務をこなしている業者が退くような仕組みは、本当に現場のこと、子どもたちのことを考えているのでしょうか。 この業者はもちろんですが、現場に負担を掛ける状況を改善できない教育委員会にも、疑問を感じております。 以前の公益通報の方で、「いつか、大きな事故につながりませんか？」 と言及させていただきましたが、その「いつか」が来てしまったのではないですか？ それとも、児童への健康被害がなかったので、教育委員会の方々の判断基準では、まだ「大きな事故」とは認定されませんか？ 個人的には、今回の一件は「イエローカード」ではなく、「レッドカード」であると感じています。 ハインリッヒの法則の、頂点の「1」が起こるまで、現場は耐えなければいけないのでしょうか。 その「1」は、本校児童の健康被害という実害になるかと思いますが、起こるまで現状維持ですか？起こるまでに、止められませんか？ 早急に対応していただくことを、強く要望します。	保健体育担当	【給食調理民間委託事業の経緯】 本市では平成17年度に市政改革の一環として学校給食事業の事業分析を実施し、課題提起がなされました。それを受けて、平成19年度に8校の小学校において、民間委託をモデル校として実施し、その給食実施状況等をもとに学識経験者や保護者等からなる「大阪市学校給食事業効率化調査委員会」において、調査・検証し、現在の学校給食の水準を確保できるのであれば、できるだけ効率的な運営方法の選択として民間委託が望ましい、との最終報告を受けました。 これを踏まえ、令和5年4月現在、小学校166校・小中一貫校5校・中学校18校で学校給食調理業務の民間委託を実施しております。 【提案に関する事業内容】 開始当初より、食材調達や献立作成は本市が担い、事業者には給食調理あるいは調理関連業務となる食材検収や食器洗浄等の業務を委託する形式をとっています。契約方法は一般競争入札による業務委託契約としており、現在は3年間の長期継続契約としています。一般競争入札であることと契約の開始時期が違うことで、毎年、複数校において給食調理の事業者が変更となっておりますが、変更に伴う学校現場の混乱を避けるため、事務局から変更後の事業者へ丁寧な説明を行うほか、関係校への説明とマニュアル配付等も行っており、教職員の負担軽減に努めているところです。 なお、民間委託契約は調理従事者の配置や派遣ではなく、「給食調理業務」の業務自体を委託するものであるため、契約上、調理方法や安全衛生管理面において一定制限することは可能ですが、調理従事者の指名や調理従事者数についての制限を行うことが法律上出来ないことになっております。 ただし、民間委託事業者への安全管理面等での指導においては、学校管理職より各校に従事する主任あるいは事業者の業務責任者に行うとともに、本市事業担当より事業者に向け実施しているところです。契約の発注者としての権利の範囲内での指導だけでは改善に時間を要するものもございますが、引き続き、事故が頻回する等の問題がある事業者には粘り強く対応をしてまいります。 【提案に関する事業と教職員の関わりについて】 学校給食は教育活動の一貫と位置付けられております。学校給食の調理等業務を委託している事業者への指導等は原則として学校管理職や事務局において行うこととしていますが、民間委託による給食実施校におきましても本市職員による調理実施校におきましても実施主体は学校となることから、教職員の方々のご協力をあらためてお願いいたします。 【提案にある特定の事業者における事項】 教室に提供される食器の枚数誤りが繰り返し発生し改善が図られていない点、調理方法の誤りを起因とする給食提供時間の遅延の2点については、調理業務委託契約の中で安全衛生面での課題であり、事業者において速やかに対応、改善すべきことから、指導の強化、徹底を学校及び本市事業担当で連携を図りながら実施していく事が急務であると考えております。 また、給食事故が頻発していることにつきましては、本市事業担当より対象事業者に令和4年度、5年度において催告、業務改善指示を複数回行っております。過去の指導により改善した事例なども踏まえつつ、引き続き改善指導を図ってまいります。 報道発表されております、加熱不十分な給食の提供につきましては、本市事業担当より事業者に課題提示を行い原因究明及び改善方策についての提示を求めているところです。 なお、学校給食調理業務の受託者の決定においては、これまで価格のみに着目してきましたが、受注をめぐる価格競争により低価格による入札が増え、適正な履行が確保できず、質の低下につながることも懸念されることから、本市の他の委託業務に関する事例や、他の自治体の学校給食調理業務に関する事例なども参考に、よりよい調達の実現に向け検討してまいります。	【研修、説明会の実施】 適切な事業実施に向け、民間委託事業者には、調理従事者に次の研修実施を行うこととしております。 ・委託初年度の給食開始までに調理釜や給食機器による調理、安全管理に関すること。 ・新たに雇用した調理従事者に対し、「給食調理・衛生管理マニュアル」、「学校給食衛生管理基準」、当該校における衛生管理等に関すること。 ・調理従事者の資質の向上を図るため、毎年、安全（防災・消火を含む）・衛生に関すること、調理及び食品の取扱い等の業務に関すること、調理機器類の日常点検、管理、操作方法に関すること、人権教育に関すること。 加えて、毎年度、委託業務の質の向上を図るため、巡回指導や発生した給食調理事故等を踏まえ、全民間委託事業者あて説明会を実施しております。 【給食事故への指導】 給食実施における異物混入等の事故発生時には、事業者に報告並びにその後の具体的な事故防止策を求め、円滑な業務実施が行えるよう指導にあたっております。 【学校給食調理業務の受託の決定について】 学校給食調理業務の受託者の決定においては、これまで価格のみに着目してきましたが、受注をめぐる価格競争により低価格による入札が増え、適正な履行が確保できず、質の低下につながることも懸念されることから、本市の他の委託業務に関する事例や、他の自治体の学校給食調理業務に関する事例なども参考に、よりよい調達の実現に向け検討してまいります。	【研修・説明会の実施】 研修・説明会により調理従事者に加え委託業務の資質向上を図っております。 令和6年2月以降、当該校での調理上の異物混入や食材誤使用等の事故は生じておりません。 ○民間委託事業者における研修実施状況 令和5年7月 ・調理従事者を対象とした調理釜や給食機器による調理、安全管理に関する研修 令和5年8月 ・新たに雇用した調理従事者を対象とした「給食調理・衛生管理マニュアル」「学校給食衛生管理基準」当該校における衛生管理等に関する研修 令和5年12月及び令和6年1月 ・調理従事者を対象とした衛生、調理及び食品の取扱い等の業務に関すること、調理機器類の日常点検、管理、操作方法に関する研修 ○担当課における説明会実施状況 令和5年12月 ・委託業務の質の向上を図るため、給食調理民間委託事業者に対し、学校給食における給食調理・衛生管理、調理中の事故及び留意点について説明会を実施しました。令和5年中の巡回指導や給食調理事故等を踏まえ、全受託業者へ情報を共有し、注意喚起を行いました。 【学校給食調理業務の受託の決定について】 令和6年度において、業務を円滑に執行しうる業者を選定するために、価格のみにによる評価によらず、価格以外の要素として、学校給食衛生管理基準等の理解度や調理従事者への指導体制等を評価し、経済性と事業者の専門知識・技術・運営能力を含めた技術点と合わせた「総合評価一般競争入札」を採用し、本市にとって最も有利な者に委託先を決定することといたしました。

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等				
2学期	3	6	教育情報ネットワークにおいて、定期的にパスワードの変更が求められます。 ところが、総務省の見解では、「定期的な変更は不要」とされています。 参考資料 「国民のためのサイバーセキュリティサイト」 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/business/business_staff_01.html パスワードの頻繁な変更は手間がかかり、うっかり期限切れになるとログインできず、業務に支障をきたします。 「運営に関する計画」に「働き方改革」や「教育DX」を盛り込むように定められている以上、現場でも意識的に取り組むことが求められるはずですが、なぜ、このような、我々の手を煩わせ、セキュリティ的にも総務省の見解と逆行するような仕組みになっているのでしょうか。 現場に求められていることに、一貫性を感じられません。	総務省の見解通り、パスワードの変更を求め、期限切れになるシステムを撤廃して頂きたいです。	・教育政策課（ICT） ・学校運営支援センター（システム）	国のガイドラインにおいて、これまではパスワードの定期的な変更が推奨されていたものの、パスワードの定期的な変更時に簡易なパスワードに変更する傾向が高く、セキュリティ対策としては効果が薄いと判断から、想像しにくいパスワードを設定した上でパスワード流出時に速やかに変更することが推奨されています。 一方で、パスワードの定期的な変更をしない場合、パスワード流出時に気づかず被害を受け続けるリスクが懸念されることから、教職員が利用する教育情報利用パソコンについては、「大阪市教育委員会学校園情報通信ネットワーク管理要綱」においてパスワードを定期的に変更することと定めており、パスワードの利用期限を190日と設定しております。 なお、市長部局の職員が利用する庁内情報利用パソコンについても、「大阪市情報通信ネットワーク（庁内情報ネットワーク）情報セキュリティ実施手順」に基づき、パスワードの利用期限を180日と設定しております。	校務系ネットワークのパスワード運用ルールについては、令和6年1月から定期的なパスワード変更の期間を90日から190日に延ばし利用者負担の軽減を図っております。 今後、国・自治体・民間の動向や左記のリスクを総合的に勘案し、パスワード運用ルールを含めたセキュリティ対策について次期ネットワーク更新も見据えて検討を進めてまいります。	「大阪市教育委員会学校園情報通信ネットワーク管理要綱」について、令和6年4月1日より改正しておりますが、パスワードの定期的変更をしない場合の、気づかぬうちにパスワードが流出するリスクを勘案し、「パスワードを定期的に変更すること」はそのまま運用としております。 校務系ネットワークのパスワード運用ルールについては、令和6年1月から定期的なパスワード変更の期間を90日から190日に延ばし利用者負担の軽減を図っております。
2学期	4	7	教職員の働き方改革が求められて教員の事務負担軽減が言われている中、その業務の一部が学校事務職員へ回り、学校事務職員の業務量が増え続けていると感じます。より一層の効率化が求められる。	業務システムで文書起案して学校長の決裁完了後にスキップメールやアウトLOOKで学校運営支援センターや教育委員会施設整備課等に提出書類を提出する案件について、これを全て業務システムの文書起案システム文書送付機能を使用しての提出に統一できないでしょうか？これを行うことによって、文書起案の漏れが防げるのと決裁と文書の送付・提出が一度でできる（学校長決裁後に施行確定処理は必要）ので、効率的な事務執行ができると思います。また提出にあたって学習系へ文書の転送ということもなくなります。	学校運営支援センター（システム） 教育政策課（教育DX推進G） 教職員給与・厚生担当	学校園へ通知文書及び照会・調査文書等を送付する場合の取り扱いについては、学校園における文書收受等の負担を軽減するため、一定のルールを定め、令和4年7月29日付け事務連絡により事務局および各校長あて周知しているところです。そのなかでは、照会に対する回答については、SKIPポータルの文書連絡機能やアウトLOOKで送付することになっています。 業務システムの文書起案システム文書送付機能（以下、「文書送付機能」という）は、收受フォルダが一つしかないため、照会に対する回答に使用すると、收受した側での回答の整理が非常に困難になります。 ただ、申請や報告等、件数が少ないものについては、「文書送付機能」の使用が有効な場合もあるため、今後、文書送付機能に関する周知を局内で行うことを検討してまいります。	文書送付機能を利用した書類の提出について、年度末のマニュアル更新時の通知にあわせて、局内へ周知を行えるよう検討してまいります。 また、再構築に向けて学校園のニーズに応じたシステムの構築を検討してまいります。	検討した結果、学校園の負担が軽減されるよう整備し直した令和4年7月29日付け事務連絡により周知徹底している取扱い（学校園から事務局への送付方法はスキップポータルの文書機能またはアウトLOOKに限る）が学校園で定着している状況を鑑みると、その取扱い以外の機能を学校園に通知することは、現場の混乱を招く可能性が大きいという結論に至りました。 したがって、報告等の件数が少ないものについても文書機能の使用をすることは、総括的に有効ではないと判断したため、実施は見送ることとします。 ただし、再構築に向けて学校園のニーズに応じたシステムの構築について、引き続き検討してまいります。
2学期	5	その他	見積業務を行う際に使用する業者リスト内には、連絡手段が電話・FAX番号しかなく、業者との書類のやりとりをFAXで行わざるを得ない状況である。 メールによるものと比べ、送信時間がかかる・費用（紙・インク・電話代等）がかかる・送信データが残らない等課題が多い。	業者リストにメールアドレスの掲載を望む。 通常、見積の際に送付するものはパソコンで作成した見積書類であり、主な送付方法としてメールを用いても問題はないはずである。	学校運営支援センター（学務担当）	・現在、見積を行う際の提出方法としては、持参、ファックス、郵送及びメールのいずれかの方法としています。 ・しかしながら、ご意見にある通り、「業者リスト」には現状、メールアドレスの記載欄はありません。 ・ご意見を受け、事業者が希望した場合、「業者リスト」へのメールアドレスの掲載を進めてまいります。 ・今年度より各共同学校事務室単位で見積業者リストを作成し、管理及びメンテナンスを行っておりますので、共同学校事務室を通して学校現場の使用実態、ニーズ等を把握するためのヒアリング等を行いながら進めてまいります。	令和6年度1学期中に、共同学校事務室を通して学校の使用実態、ニーズ調査等ヒアリングを行いながら「業者リスト」へのメールアドレスの掲載について、進めてまいります。	見積業者リストへ追加する業者のメールアドレスにつきましては、業者が普段使用しているアドレスが担当者個人のアドレスのことが多いため、現在、今年度1学期中の掲載を目指して、業者へのニーズ調査等を行っております。登録事業者が多いため、まずは試験的に学校がよく利用する種目を登録している業者に対して調査を行い、進めているところで す。

- 参考 大阪市教育振興基本計画上の政策推進のための9つの基本的な方向性
- 1 安全・安心な教育環境の実現
 - 2 豊かな心の育成
 - 3 幼児教育の推進と質の向上
 - 4 誰一人取り残さない学力の向上
 - 5 健やかな体の育成
 - 6 教育DXの推進
 - 7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり
 - 8 生涯学習の支援
 - 9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進